

法人たより



公益社団法人 古河法人会

発行所 古河市鴻巣1189-4 古河商工会議所内
公益社団法人古河法人会 電話 0280(48)6123
ホームページアドレス <http://www.koganet.ne.jp/~shakoga/index.htm>

法人会
消費税期限内納付
推進運動



古河公方公園

25ヘクタールにもおよぶ広大な公園。四季折々に美しい花が咲きます。中でも約2,000本の花桃は全国的にも有名で、毎年3月20日から4月5日まで「桃まつり」が開催されます。また、園内には古河公方足利義氏の墓所や1674(延宝2)年ごろ建築された旧中山家住宅などの史跡もあります。

年頭のごあいさつ



古河税務署長

田中 厚

年頭に当たり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

川島会長をはじめ公益社団法人古河法人会の皆様には、税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。旧年中は、新型コロナウイルス感染症の影響で各種活動が大きく制約を受ける中にもあっても、税に関するWEBセミナーの開催や、税に関する絵がきコンクール等の租税教育事業などを通じて、正しい税知識の普及・納税意識の高揚に大きく貢献されました。また、地域社会貢献活動にも積極的に取り組まれ、会員企業や地域社会の健全な発展にも寄与されており、公益法人としてふさわしい活動を展開されてお

られますことに深く敬意を表します。

本年におきましても、引き続き、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために、皆様との連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、税務行政に目を向けますと、間もなく、令和3年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。本年も税務署内に確定申告会場を設置し、申告・相談等へ対応いたしますが、会場内の混雑緩和のため、「入場整理券」が必要になります。確定申告会場では大変な混雑が予想されますので、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、ご自宅のパソコンやスマートフォンからのe-Taxを

是非ともご利用ください。

また、令和5年10月1日から導入される消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度や、添付書類を含めたe-Taxの普及及び定着について、皆様にもご協力いただき、円滑な導入に向けて各種取組を実施してまいります。今後とも周知・広報等に力を入れてまいりますので、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年の干支は壬寅（みずのえとら）です。運気が芽吹き新しい成長が期待できる年、冬が厳しいほど春の芽吹きは生命力に溢れ華々しく生まれる年と言われております。昨年末で新型コロナウイルスにより、厳しい冬でしたが、今年には生命力に溢れた華々しい年となれることと思っております。古河法人会の益々のご発展と会員企業のご繁栄、本年が皆様にとりまして幸多き年となりますことを心からご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭のごあいさつ



公益社団法人古河法人会

会長 川島 栄

新年あけましておめでと
うございます。令和4年新
年をご健勝にて迎えられた
こととお慶び申し上げます。

昨年のコロナウイルス感
染状況は、年後半の国内感
染者数が劇的に減少し終息
が近いとの期待感がありま
したが、新たにオミクロン株
が世界的に流行の兆しがあ
り今後も予断を許さない状
況が続くものと思われま
す。今年こそコロナウイルスが一
日も早く終息し、ノーマスク
で皆様とお会いできる素晴
らしい年になりますようご
祈念いたします。

法人会は「税のオピニオン
リーダー」としての役割を
持つて、納税意識の高揚、
税知識の普及を図るととも
に、地域企業と地域社会の
健全な発展に寄与する社会
貢献活動を積極的に展開し

ています。

当古河法人会におきまし
ても、税務協力団体の一員と
して、古河税務署のご指導
の下「地域社会に貢献する団
体」を目指し積極的に活動
を展開いたします。

昨年も一昨年同様、コロナ
ウイルスの影響により計画
していた事業の多くが中止
または延期を余儀なくされ
ましたが、今年通常の活
動に戻り、各講演会・研修
会の開催、税に関する社会
貢献活動の実施、税制改正
提言活動、各委員会の積極
的な活動、青年部による古
河市主催の「道の日」清掃参
加・各種地元地域イベントへ
の協賛に加え女性・青年部会
による小学生向け租税教室
で講師又は補助講師を務め
るなど次世代を担う子供世
代に正しい税の基本知識の

普及に積極的に取り組んで
いきます。又女性部会で第
8回目の「税に関する絵ハガ
キコンクール」を実施してい
く方針です。

普及に積極的に取り組んで
いきます。又女性部会で第
8回目の「税に関する絵ハガ
キコンクール」を実施してい
く方針です。

日頃研修会等に参加でき
ない会員の皆様のために、平
成28年9月より法人会ホー
ムページにインターネットセ
ミナーを開設しております。

また毎年会員向けの健康診
断を実施しております。会
員以外の方にはホームページ
による情報開示や一般公開
研修セミナー開催するなど
親しみのある身近な法人会
を目指してまいります。

また、税務当局で進めて
おります「電子申告納税制
度」(e-Tax)の推進につ
いては、関連団体としてなお
一層の普及にご協力をお願い
致します。

今後とも会員各位が、研
鑽・交流を深めていただき当
会がますますの発展してい
くことを願っております。最
後になりますが、会員の皆
様のご健勝と会員企業のご
繁栄を祈念して、年頭の挨拶
とさせていただきます。

謹賀新年



須釜副会長
(五霞地区会長)



塚田副会長
(三和地区会長)



矢澤副会長
(総和地区会長)



塚原副会長
(境地区会長)



奥村副会長
(坂東地区会長)

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|------|------|----|------|----|------|----|------|-----|----|-----|----|----|----|----|------|----|-------|----|-------|----|------|------|------|-------|
| 石川 | 中村 | 小林 | 知久 | 長島 | 二宮 | 初見 | 館野 | 渡辺 | 小松原 | 内海 | 稲垣 | 吉田 | 渡辺 | 金子 | 荒木 | 保土田 | 熊木 | 遠藤源一郎 | 野村 | 大和田五郎 | 野澤 | 蓮見 | 岩崎 | 顧問 | |
| 力 | 幸生 | 敏明 | 晃 | 茂雄 | 司 | 周一 | 正明 | 勉 | 裕 | 正富 | 英世 | 忠義 | 隆 | 勇 | 弘文 | 和秀 | 善一 | 一郎 | 久男 | 五郎 | 豊輔 | 公男 | 清 | 重次 | 問 |
| (境) | (坂東) | (古河) | " | (五霞) | " | (三和) | " | (総和) | " | " | (境) | " | " | " | " | (坂東) | " | " | " | " | " | (古河) | (古河) | (古河) | (地区会) |

活動状況

○「令和四年度税制改正 提言活動」を実施

「令和四年度税制改正に関する提言」を、地元選出代議士、及び地元市長・町長各位に、公務ご多忙の中、時間を割いて頂き面会の上、提言活動を行いました。

提言活動は全国法人会組織として、毎年実施しているものです。



□永岡桂子代議士へ提出
(十一月二十九日、永岡代議士
川島会長)



□中村喜四郎代議士へ提出
(十一月十七日、中村代議士、
塚原副会長)



□古河市長へ提出
(十一月二十九日、久保財政部
長、鈴木事務局長)



□坂東市長へ提出
(十一月二十六日、山口総務部
長、奥村副会長)



□境町長へ提出
(十一月十七日、野尻副町長、
塚原副会長、鈴木事務局長)



□五霞町長へ提出
(十一月二十五日、染谷町長、
須釜副会長)





本会第4回理事会
R3年11月24日(水)



税に関する絵葉書コンクール選考会
R3年10月27日(水)



地区会たより

古河・総和地区会



合同税務研修会
R3年11月19日(金)

古河地区会



古河地区会経営研修会
R3年11月27日(土)

坂東地区会



親睦ゴルフ大会
R3年12月2日(木)

- 優勝 吉田孝美氏
- 準優勝 金久保清氏
- 第3位 中村幸生氏
- ベストグロ 菊田光氏

境地区会



法人会会長表彰
R3年12月10日(金)
女性部会会長 長澤恵子氏

五霞地区会



地区会役員会
R3年12月3日(金)



福利厚生研修会
R3年12月3日(金)

税務署長賞



西村珠実(古河2小)

法人会長賞



石川友愛(古河1小)

女性部会長賞



武健士(古河6小)



優秀賞



山根瑞希(古河5小)



伊藤凜子(古河2小)



小林希維(古河2小)



久米悠貴(古河3小)



桜田彩乃(古河5小)

古河税務署からの確定申告に関する重要なお知らせ

令和3年分 申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税

確定申告

～感染リスク軽減のための税務署からのお願い～

密を避けて

ご自宅から **スマホ・パソコン** で **e-Tax**

既に80%以上の方が、確定申告会場に来場せず確定申告しています。



- 給与の源泉徴収票をスマホで撮影すると自動入力できます
- マイナポータル連携の自動入力の対象にふるさと納税などが追加されました
- マイナンバーカードをスマホで読み取れば、ICカードリーダーなしでe-Taxできます

密を作らない

確定申告会場への入場には **整理券** が必要です (※申告書等の提出のみ
の場合は不要です。)

- ▶ 各会場で当日配付します
 - ▶ LINEから事前発行もできます
- 来場される場合はお早めにお越しください。



申告	所得税および復興特別所得税・贈与税	令和4年 3月15日(火)まで
納税	消費税および地方消費税(個人事業者)	令和4年 3月31日(木)まで

詳しくは
確定申告 **検索**

会場：古河税務署 会議室

期間：令和4年1月17日(月)から3月15日(火)まで(土、日及び祝日を除きます。)

時間：相談受付：午前8時30分から午後4時まで

相談開始：午前9時から

※1 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告の方の申告相談を、2月15日(火)以前でも受け付けております。

※2 午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

※3 贈与税申告の相談受付は、2月1日(火)からとなります。

医療費控除を適用される方へ

令和2年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となっております。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

公的年金等を受給されている方へ ～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※1 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※2 外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

ネットでe-Tax スマートフォンから！

かんたん・便利♪

STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

推奨ブラウザ

iPhoneの方



Safari

Androidの方



Google Chrome

確定申告

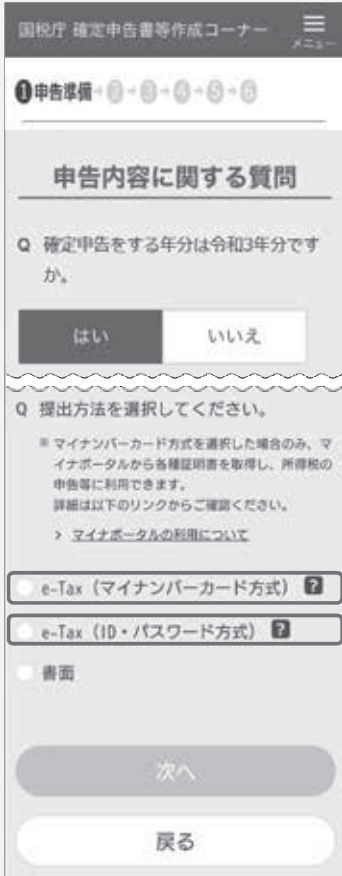


確定申告書等作成コーナー
にアクセス


確定申告書等作成コーナー



STEP 2 送信方法を選択

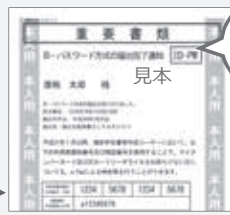


マイナンバーカード方式




「マイナポータルアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り


ID・パスワード方式



ID・PWが目印
見本



住所、氏名等の情報が表示されます



e-TaxのID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）を入力

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方

i 「ID・パスワード方式の届出完了通知」は税務署で発行しています

発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方は、「ID・パスワード方式の届出完了通知」が申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

STEP 3 金額などを入力

STEP 4 送信

収入の入力



給与所得の源泉徴収票
などを入力

控除の入力



医療費やふるさと納税の領
収証などを入力



e-Taxで送信

スマホのカメラで自動入力！（給与所得の源泉徴収票）



カメラを起動して
源泉徴収票を撮影



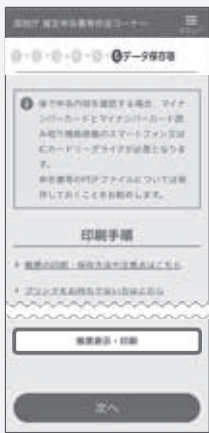
内容を確認



読取内容が自動入力

NEW !!

保存方法



「帳票表示・印刷」をタップ

iPhoneの方



「共有」ボタンをタップ



「"ファイル"に保存」を選択

Androidの方



自動で端末内に申告書
データが保存される

保存データの確認方法

iPhoneの方



保存データは「ファイル」アプリから
確認することができます

Androidの方



「Google Chrome」の
右上の「:」ボタンをタップ



「ダウンロード」メニューから
保存データを確認できます

・ご利用には別途通信料がかかります。
・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
・Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

会員の皆様へ！

○古河法人会では、会員の皆様への福利厚生の一環として毎年健康診断（半日人間ドック形式）を実施しております。

今年は、3月11日（金）古河商工会議所2階にて実施いたします。格安かつ短時間で効率よく受診できますのでふるって受診頂きますようよろしくお願い致します。

申込書は1月に発送しております。

会員の皆様の受診申込みをお待ちいたしております。



○コロナウイルスの影響により税務説明会等が中止となっておりますので、法人会ではインターネットセミナーを充実して配信しております。会社または自宅のパソコンから「古河法人会」と検索し、古河法人会ホームページのインターネットセミナーをクリックし会員ID「hj0615」とパスワード「6123」を入力すれば毎月400以上のセミナーを視聴できます。社内研修等の勉強会にも活用できます。会員の皆様のご利用をお願いいたします。



古河法人会事務局

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税の
申告をするとこんなメリットが！

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

電子申告で
効率UP!



法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索





色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度
企業保障プラン⁺Mタイプ
 (大同生命の定期保険+
 AIG損保のベーシック傷害保険) (大同生命の保険料払込中
 無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

水戸支社/
 茨城県水戸市桜川1-1-25(大同生命水戸ビル3F)
 TEL 029-221-2881

AIG AIG損害保険株式会社

つくば支店/
 茨城県つくば市竹園1-6-1(つくば三井ビルディング)
 TEL 029-855-2321

- ◎この資料は2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。